



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 1
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認・2件（文化振興課）…………… 1
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了・2件（中部土木事務所）…………… 3

公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施…………… 3

労働委員会事項

- 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定…………… 5

告 示

沖縄県告示第395号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成30年10月12日から同月26日まで粟国村漁業組合事務所において縦覧に供する。

平成30年10月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 粟国村字東698番地 上江洲盛市、粟国村字西375番地 新里勝彦
- 2 加入区 粟国加入区

沖縄県告示第396号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成30年10月12日

沖縄県文化観光スポーツ部長 嘉 手 莉 孝 夫

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成30年12月18日から平成31年2月3日まで
- 4 観覧料の額
平成30年度美術館企画展「新海誠展『ほしのこえ』から『君の名は。』まで」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,200円	960円

	大学生及び高校生	800円	640円
	中学生及び小学生	500円	400円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体が観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第397号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成30年10月12日

沖縄県文化観光スポーツ部長 嘉手苺 孝夫

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成31年2月5日から同年3月10日まで
- 4 観覧料の額
平成30年度博物館企画展「沖縄の誇る家宝の三線展」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	700円	560円
	大学生及び高校生	400円	320円
	中学生及び小学生	200円	160円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体が観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第398号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県南部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 石垣市字宮良高山原地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年9月14日から平成31年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（地形測量）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年10月12日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年9月1日 沖縄県指令土第614号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波溝原862番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平217番地1 ボナールK O U 3 - C 町田准一
- 5 検査済証番号 平成30年9月28日 第4508号
- 6 工事完了年月日 平成30年9月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年10月12日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年6月24日 沖縄県指令中土第841号、平成27年12月14日 沖縄県指令中土第4866号（変更）、平成28年11月1日 沖縄県指令中土第1098号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字安谷屋前原302番及び303番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市長田三丁目22番7-205号泉川アパート 金城明美
- 5 検査済証番号 平成30年8月24日 C第371号
- 6 工事完了年月日 平成30年8月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年10月12日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年10月11日 沖縄県指令中土第2724号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北上原砂川原454番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 中城村字北上原454番3 社会福祉法人咲心ラポール福祉会 理事長 伊佐吉斉
- 5 検査済証番号 平成30年9月12日 C第372号
- 6 工事完了年月日 平成30年8月27日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第228号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成30年10月12日

沖縄県公安委員会

- 1 検定の種別、級、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
空港保安警備業務	1級	10人	平成31年1月19日（土曜日） 午前10時から午後6時まで	豊見城市字豊崎3番22 沖縄県警察運転免許センター

2級 10人

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

(7) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ロ) 乗客等の接遇に関すること。

(ハ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

(ニ) 空港に関すること。

(ホ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(ヘ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

(7) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ロ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(ハ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

(7) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ロ) 乗客等の接遇に関すること。

(ハ) 手荷物等検査に関すること。

(ニ) 空港に関すること。

(ホ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

(7) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ロ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、平成30年10月22日（月曜日）から同月26日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

- (ア) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
- (ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

- ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）
- イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察運転免許センターで、受付を終えること。
- (2) 検定の当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
- (3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3032又は3034）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

労働委員会事項

沖縄県労働委員会告示第4号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、平成30年沖縄県労働委員会告示第3号は、廃止する。

平成30年10月12日

沖縄県労働委員会

会長 藤 田 広 美

- 1 地方公営企業等の名称 沖縄県病院事業
- 2 組合の名称又は表示 前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所		労働組合法第2条第1号に規定する者
沖縄県病院事業局	本庁機関	医療技監 参事監 病院事業統括監 参事
	病院事業総務課	課長 労務管理監 医療企画監 看護企画監 副参事 班長 主幹 人事、給与、服務、労使関係、組織定数及び人材確保担当の主査 人材確保担当の主任技師
	病院事業経営課	課長 副参事 班長（施設整備・ICT推進班の班長を除く。） 主幹（施設整備・ICT推進班の主幹を除く。）
出先機関	北部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
	中部病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長

	南部医療センター・こども医療センター	院長 副院長 母子センター長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
	宮古病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
	八重山病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 医事課長 看護部長 副看護部長
	精和病院	院長 副院長 医療部長 事務部長 総務課長 経営課長 看護部長 副看護部長

4 認定年月日 平成30年9月20日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--